

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月14日
【事業年度】	第56期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	エス・バイ・エル株式会社
【英訳名】	S×L Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松川 敏夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋1丁目8番30号
【電話番号】	06（6242）0555（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 澤井 幹人
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区余丁町10番10号
【電話番号】	03（5369）0200（代表）
【事務連絡者氏名】	東京管理室長 堺谷 収一
【縦覧に供する場所】	エス・バイ・エル株式会社東京支店 （東京都新宿区余丁町10番10号） エス・バイ・エル株式会社名古屋支店 （名古屋市中村区名駅4丁目23番13号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出した第56期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、証券取引法第24条の2第1項の規定に基づき有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～ (6) （省略）

（訂正後）

(1) ～ (6) （省略）

(7) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的に自己株式の取得を行うことを目的とするものであります。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券及び100株未満の株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインバスターズ証券株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	一枚につき200円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインバスターズ証券株式会社本店及び全国各支店
買取手数料	算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額といたします。 (算式) 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え 500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え 1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え 3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え 5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円といたします。
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.sxl.co.jp/corporate/kessan/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません

(訂正後)

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、5株券、10株券、50株券、100株券、500株券、1,000株券、10,000株券及び100株未満の株数を表示した株券
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	一枚につき200円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社本店及び全国各支店
買取手数料	算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った 単元未満株式の数で按分した金額といたします。 (算式) 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円を超え 500万円以下の金額につき 0.900% 500万円を超え 1,000万円以下の金額につき 0.700% 1,000万円を超え 3,000万円以下の金額につき 0.575% 3,000万円を超え 5,000万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合 には、2,500円といたします。
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によっ て電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市および東京 都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは 次のとおりです。 http://www.sxl.co.jp/corporate/kessan/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。